12章　業務委託・請負・準委任　　第Ⅳ部　類型

請負と準委任の区別：何が違い、なぜ問題になるか

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　問題の所在：契約書の表題ではどちらか決まらない

「業務委託契約書」という表題の契約書を開くと、冒頭にこう書いてあります。

> 甲は乙に対し，本契約に基づき，甲がなすべき業務の一部（以下「本件業務」という）を委託し，乙はこれを受託する。（注1）

見慣れた条項です。しかし、この一文からは、受託者が何かを完成させる義務を負うのか、作業をすればそれで足りるのかが読み取れません。前者なら請負、後者なら準委任です。

どちらに当たるかで、報酬をいつ請求できるか、途中でやめたら報酬はどうなるか、成果に欠陥があったらどうなるか、委託者はいつでも契約をやめられるか、受託者は第三者に作業を出せるか、という基本的な問題の答えが入れ替わります。**表題が「業務委託契約書」で同じでも、中身が請負か準委任かで、何も書いていない部分の扱いがまったく変わります。**

表題が契約の性質を決めないことは、別稿『表題は契約の性質を決めない：「契約書」「覚書」「合意書」の違い』で、業務委託契約が民法の13類型のどこに入るかは別稿『典型契約という発想：民法の13類型と現実の取引』で見ました。本稿はその先、請負と準委任の違いそのものを扱います。

二　制度の枠組み

1　請負（民法632条）：仕事の完成を目的とする

> 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。（注2）

請負人が約束するのは仕事の完成です。報酬は「仕事の結果」に対して支払われます。建物を建てる、部品を製造する、プログラムを作るといった、終わりの形が決まっている仕事が典型です。

2　委任・準委任（民法643条・656条）：事務の処理を目的とする

> 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。（注3）

> この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。（注4）

委任は法律行為（契約の締結など）を委託する契約で、法律行為でない事務の委託が準委任です。準委任には委任の規定がすべて準用されるので、委任か準委任かを区別する必要は現実にはありません（注5）。業務委託で問題になるのは、ほとんどが準委任です。

受任者が負うのは、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務です（民法644条）。約束の中身は、注意を尽くして処理することです。

二つの契約は、受託者が委託者の指揮命令に服さない点では共通しており、その点で雇用（民法623条）と異なります（注6）。違いは、何を目的とするかにあります。

> このように委任（準委任）契約と請負契約とは，異なる契約類型に属するものであるが，実務上，ある契約が「仕事の完成」を目的とするか否かは不分明なことも多く，委任（準委任）契約と請負契約との峻別が困難な場合も多い。（注6）

3　効果の違い

どちらに当たるかで変わる効果は、主に次の5つです（注7）。

効果	請負	準委任
完成義務	仕事を完成させる義務を負う（632条）	完成義務はなく、善管注意義務を負う（644条）
報酬の発生時期	目的物の引渡しと同時。引渡しを要しないときは仕事の完成後（633条）	事務を履行した後。期間で定めたときは期間経過後（648条2項）
欠陥への責任	契約不適合責任を負う（559条による売買の規定の準用、636条・637条）	善管注意義務違反の債務不履行責任
任意解除	注文者だけが、完成前に、損害を賠償して解除できる（641条）	各当事者がいつでも解除できる。不利な時期の解除などは損害賠償（651条）
再委託	制限する規定がない	委任者の許諾かやむを得ない事由が必要（644条の2・656条）

途中で終わったときの報酬も違います。請負では、可分な部分の給付で注文者が利益を受ければ、その割合に応じて請求できます（634条）。準委任では、既にした履行の割合に応じて請求できます（648条3項）。請負は「注文者が受けた利益」で測り、準委任は「履行した割合」で測る、という違いです。

改正民法は、準委任の中に「成果に対して報酬を支払う」型を設けました。委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うと約した場合、成果が引渡しを要するときは、報酬は成果の引渡しと同時に支払います（648条の2第1項）。委任事務の処理の結果として一定の成果が達成されたときに報酬を支払うという合意が実務上多く見られることを反映した規定です（注8）。そのため、準委任は、履行の割合に応じて報酬が支払われる型（履行割合型）と、成果に対して報酬が支払われる型（成果完成型）の二つに分かれます（注9）。

三　解釈：どう判断されるか

1　成果物があれば請負か

成果物の納品があるから請負だ、と考えるのは正確ではありません。成果完成型の準委任は、報酬の払い方が請負に似ているだけで、準委任であることに変わりはないからです。

成果完成型の準委任は、成果の達成と報酬の支払が対価の関係に立つ点で請負と同じですが、受任者は仕事の完成義務を負いません。請負人は、仕事を完成できなければ債務不履行となり、損害賠償を負う可能性があります。成果完成型の準委任の受任者は、善管注意義務を果たしていれば、結果的に仕事が完成しなくても債務不履行責任を負いません。ただし、成果に対して報酬が支払われる以上、仕事が完成しなければ報酬全額は受け取れません（注10）。

	完成しなかったときの責任	完成しなかったときの報酬
請負	債務不履行責任を負いうる	利益を受けた割合に応じた部分だけ（634条）
成果完成型の準委任	善管注意義務を果たしていれば負わない	利益を受けた割合に応じた部分だけ（648条の2第2項・634条）
履行割合型の準委任	善管注意義務を果たしていれば負わない	履行した割合に応じて請求できる（648条3項）

つまり、成果物の納品という条項は、準委任の中でどちらの型かを示す手がかりにもなります。要件定義の工程を準委任で受け、納品物として要件定義書を記載しておくことは、システム開発では一般的に行われています。改正後は、そのような契約は準委任であっても成果物の納品が報酬請求の条件となると解されます（注11）。準委任のつもりで成果物を書いた受託者が、要件定義書が完成するまで報酬の支払を拒まれる、という争いが起こりうるということです（注12）。

2　どう判断されるか

契約書に「本契約は準委任契約とする」と書いてあっても、それだけで性質が決まるわけではありません。表題や性質を特定する条項は判断の一つの要素にはなりますが、最終的には契約の内容によって判断されます（注13）。

システム開発の紛争で、請負か準委任かを判断する際に考慮されてきた要素は、次のようなものです（注14）。

- 完成までのスケジュールを記載した工程表が作成されていたか
- 受託者に、同程度以上のシステムを開発した経験があったか
- 代金の支払時期
- 報酬が単価方式（作業工数に単価を乗じて算出する方式）か
- 完成物の具体的な内容が確定していたか
- 完成すべき仕事の詳細が明確か、仕事の完成を客観的に判断できるか、仕事の量を正確に見積もれるか
- 引き渡されたものの調査・検収が行われるか

並べてみると、どれも「何を完成させるのかが、契約の時点で決まっていたか」を別の角度から問うものです。完成すべきものが特定できていなければ、完成を約束することはできません。受託者が業務を始める時点で成果物の内容を具体的に特定できず、委託者の意思決定

や協力がなければ成果物が定まらないなら、請負にはなじまず、準委任が適しています（注15）。

実際の運用も見られます。契約書に成果物の納品・検収と、検収を報酬支払の条件とする規定があれば、請負であることを推認させる要素になります。しかし、実際には検収が行われず、検収がなくても報酬が支払われていたような場合には、その推認力は大きく減殺され、逆に準委任と認定される可能性があります（注16）。

3　混合契約の場合

一つの契約に、請負の部分と準委任の部分が混ざることは珍しくありません。業務委託の基本契約を結び、個々の業務は覚書で定める形では、覚書で定めた業務が仕事の完成を目的とするもの（たとえばダイレクトメール発送業務で発送物を封筒に封入する業務）なら請負的な性格を、事務の処理を目的とするもの（たとえばコールセンター業務で顧客からの受電に対応する業務）なら準委任的な性格を帯びます（注17）。

システム開発でも、要件定義とテストは準委任、設計と開発は請負に分類されることが多く、工程ごとに性質が分かれます（注18）。必ずしも請負か準委任のどちらかに分類されるとは限らず、双方の性質を併せ持つものとして扱われることもあります（注13）。

準委任は、役務を提供する契約の「受け皿」として働いています。ただ、受け皿として準委任とされると、各当事者がいつでも解除できる規定や自己執行の規定が、実際の役務提供の契約に合わないという問題が出てきます。現実の訴訟では、混合契約・無名契約として、それぞれの契約に応じた規律を見いだしていかざるをえません（注19）。性質決定が争いになると、結論が読めなくなるということです。

四　契約実務への還元

1　どちらにするかを意識して書く

請負か準委任かは、交渉のゴールではなくスタートラインです。性質を決めると、民法のどの規定が原則として適用されるかが確定します。そのうえで、個別の事情に照らして民法の規律を修正し、民法にない事項を足し、「完成」のような民法の文言の意味をその契約に即して明確にしていきます（注20）。

性質を契約書に明記し、他の条項もその性質に沿わせます。請負なら、成果物の内容をできるだけ具体的に特定し、納期、検収手続、検収完了を報酬支払の条件とすること、契約不適合責任を定めます。準委任なら逆に、成果物の内容を特定せず、期限は納期でなく作業期間で定め、検収や納品を報酬支払の条件とせず、業務完了報告書とその確認手続を定めます（注21）。明記の仕方は、たとえば次のとおりです。

> 2. 外部設計書作成業務は、請負契約とする。（注22）

準委任を選ぶときは、成果完成型か履行割合型かも書き分けます。成果物の完成が報酬の支払条件になっているかどうかが区別の重要な基準になるので、報酬の支払条件は一義的に明確になるように書きます（注23）。準委任で成果物の納品を定めながら、報酬は作業時間に応じて払う、という契約なら、成果物の完成を報酬の条件としない旨を書いておかないと、成果完成型と主張される余地が残ります。

2　どちらでもよい場合に、どちらを選ぶか

どちらが有利かは一概にはいえませんが、目安はあります。完成しなかったとき、請負なら受託者は原則として報酬を請求できず、出来高に応じた部分を請求できるだけです。準委任なら、作業をしていれば報酬を請求できるのが原則です。そのため、未完成なら支払を免れる請負は委託者に、未完成でも作業分を請求できる準委任は受託者に有利、という比較になります（注24）。紛争になると、受託者は準委任を、委託者は請負を主張することが多いのはこのためです（注13）。

選ぶ基準は、受託者が業務の開始時点で何を作るかを特定できるかどうかです（注15）。特定できるなら請負、委託者の意思決定や協力を得ながら中身を固めていく業務なら準委任、が筋です。**特定できないものを請負で受けると、受託者は完成の基準のない完成義務を負うことになります。**逆に、特定できるものを準委任で出すと、委託者は完成を求める根拠を失います。どちらを選ぶかより、選んだ性質と条項と運用をそろえることのほうが、結論を左右します。

本稿は、請負と準委任の区別と、それが契約書の書き方にどう効くかまでを扱いました。業務委託契約という呼び名の側からこの区別を見るのが別稿「業務委託契約という名前の契約は民法にない」で、続けて読むと、民法の区別と実務の呼び名の関係がつながります。途中で終わった仕事の報酬は別稿「仕事が中途終了した場合の出来高請求」、請負の契約不適合責任は別稿「契約不適合責任と期間制限」、再委託の可否は別稿『再委託の可否と承諾の要否：請負なら自由、準委任なら制限という建付け』、システム開発で工程ごとに性質を選ぶ場面は14章の別稿「多段階契約における工程ごとの類型選択：どの工程を請負にしどの工程を準委任にするか」が扱います。

参考文献等

（注1）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）182頁の雛形1条
（注2）民法632条
（注3）民法643条
（注4）民法656条
（注5）大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『実務家のための逐条解説　新債権法』（有斐閣、2021）664頁
（注6）前掲注1・165〜166頁
（注7）吉羽真一郎編集代表『条項解説 事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）90〜91頁
（注8）前掲注5・656〜657頁
（注9）前掲注7・90頁
（注10）前掲注7・92〜93頁
（注11）前掲注7・28頁
（注12）前掲注7・93頁
（注13）前掲注7・89頁
（注14）前掲注7・96〜97頁
（注15）前掲注7・95頁
（注16）前掲注7・97頁
（注17）前掲注1・189頁
（注18）前掲注7・10頁
（注19）前掲注5・664頁
（注20）前掲注7・94頁
（注21）前掲注7・99頁
（注22）前掲注7・100頁の条項例1
（注23）前掲注7・100頁
（注24）前掲注7・10頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/ukeoi-junin-kubetsu/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「請負と準委任の区別：何が違い、なぜ問題になるか」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。